事業主のみなさま

第三次産業における労働災害を防止しましょう！！　ＩＮ　北勢

第三次産業では、災害なんて起こらないと思っていませんか？
実は、毎年多くの災害が発生しています。

Ⅰ　労働災害発生状況の推移（全産業）（平成30年～令和4年）

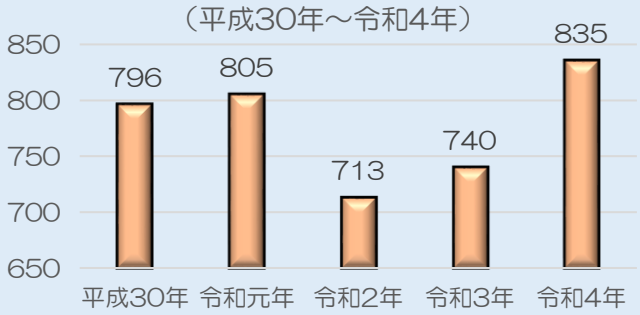

労働者死傷病報告

Ⅱ　第三次産業における労働災害発生状況の推移（平成30年～令和4年）

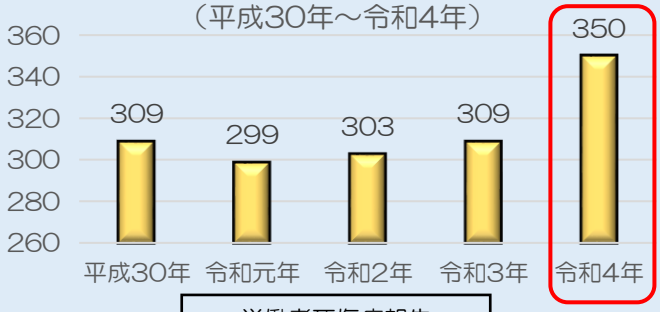

労働者死傷病報告

Ⅲ　令和４年第三次産業業種別災害発生状況

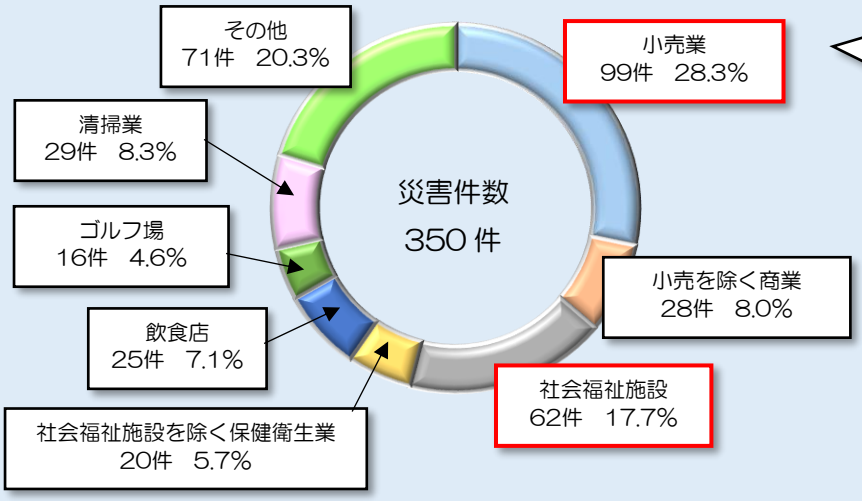

第三次産業においては、小売業や社会福祉施設で災害が多く発生しています。

労働者死傷病報告

Ⅳ　令和４年第三次産業事故の型別災害発生状況

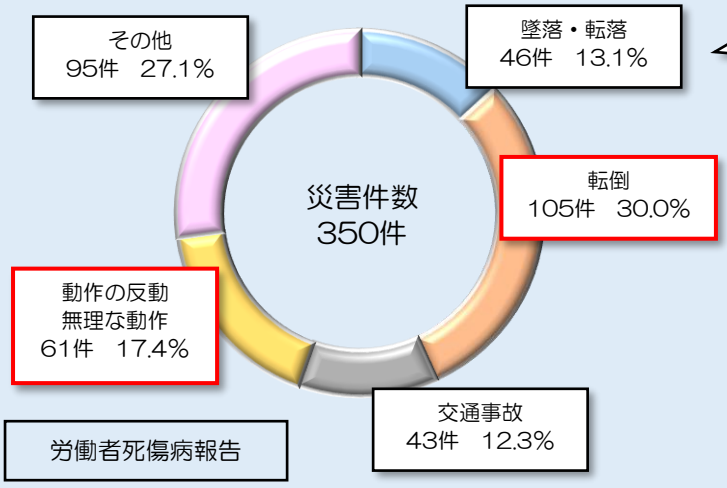

労働者死傷病報告

第三次産業においては、「転倒」が全体の３割を占めており、次いで、「動作の反動・無理な動作」となるなど、いわゆる「行動災害」が全体の半数近くを占めています。

つまずき　　すべり

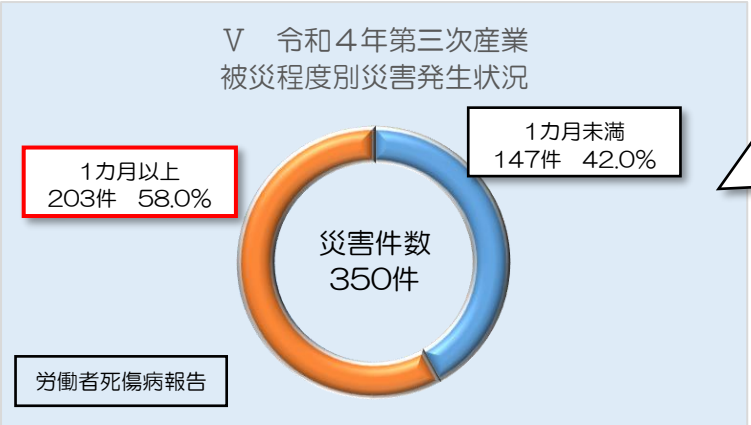

第三次産業における災害は、軽く見られがちですが、全体の６割近くが１カ月以上の休業を要する重篤な災害になっています。

【注意】
休業を要する災害が発生すると、他の労働者に負担がかかり、長時間労働の可能性が発生するほか、新たな労働災害の発生が懸念されるとともに、顧客満足度の低下など「企業経営上の大きなリスク」となります。

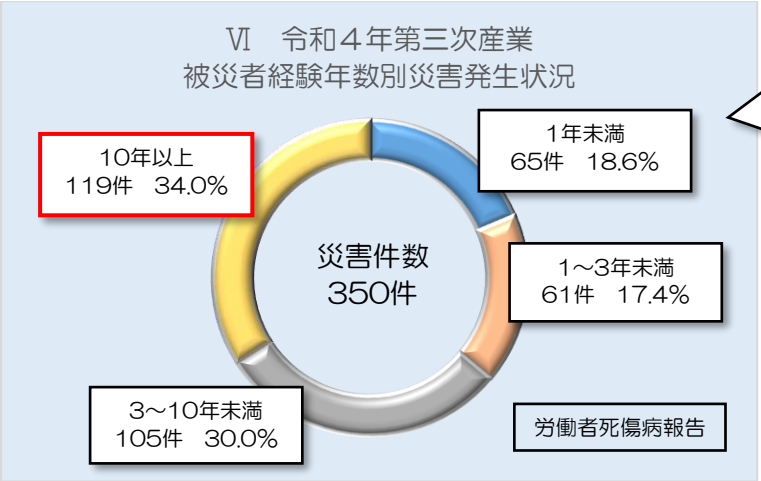

一般的には、経験が長くなるほど災害は少なくなりますが、第三次産業においては、経験が長くなるにつれ、災害が増加する傾向にあります。
雇い入れ以降、継続的な安全衛生教育の実施が不足している可能性が高いと考えられます。

第三次産業における労働災害防止のポイント

1　安全管理者・安全衛生推進者を選任し、効果的な安全衛生管理体制を構築しましょう。
2　安全管理者等の選任義務のない事業場（その他の小売業、社会福祉施設、飲食店等）では、安全推進者を選任しましょう。
　☆　安全推進者の職務
　　ⅰ　職場環境及び作業方法の改善を図ること。
　　ⅱ　労働者の職位・職責に応じた安全衛生教育を継続的に実施すること。
　　ⅲ　労働災害の再発防止対策を徹底すること。
　　同じ災害を二度と発生させないように、万一災害が発生した場合の対策を検討し措置を実施。
3　４Ｓ活動（整理・整頓・清潔・清掃）を推進しましょう。
4　特に危険と思われる箇所は、見える化を進めましょう。
5　新しく雇用した労働者には、雇入時安全衛生教育を確実に実施しましょう。

《安全推進者の配置等に係るガイドラインに基づく安全衛生管理体制のイメージ》

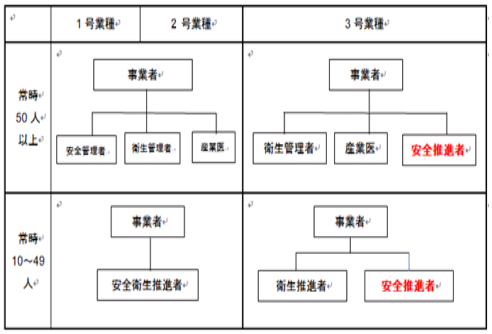

効果的な安全衛生活動とその結果

第三次産業では、多くの店舗や施設を統括する本社、支店等が主導して、店舗・施設の安全衛生活動を進めることが重要です。
本社等：安全衛生方針表明、作業マニュアル作成
　　店舗・施設での安全衛生活動の把握　等
店舗等：４Ｓ活動推進、危険予知活動の実施
　　従業員への継続的な安全衛生教育　等

「効率的な運用・管理」
整理整頓によって荷物の運搬や積み替え作業の効率化にもつながります。
「サービスレベルの向上」
顧客・利用者の安全、快適さの向上にもつながります。
「他法令の順守」
食品衛生法など、他法令上の順守にもつながります。

四日市労働基準監督署　安全衛生課　電話：059-342-0341